

市第 121 号議案

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する
条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
（平成30年 3 月横浜市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第18号中「で、その額は」を「の額（」に、「」に限る」
を「）をいう。）その他これに準ずるものとして規則で定める額と
する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域等にお
ける支援措置に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の
横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
第 3 条の規定による企業立地等事業計画の認定並びに第13条第 1
項の規定による審査及び確定並びに同条第 2 項の規定による審査
及び変更に係る投下資本額について適用する。

提 案 理 由

企業立地等に係る投下資本額の定義を見直すことにより、企業立地等の促進を図るため、横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ 改正案
現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号から第 17 号まで省略）

- (18) 投下資本額 別表第 2 から別表第 4 までに規定する土地（国又は地方公共団体が所有するものに限る。）、家屋及び償却資産（地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）（以下「固定資産」と総称する。）の取得に要する費用（家屋及び償却資産の取得に要する費用については、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号に規定する建物及びその附属設備並びに同条第 3 号に規定する機械及び装置の取得に要する費用 $\frac{\text{の額}}{\text{で、その額は}}$ 同令第 54 条第 1 項第 1 号又は第 2 号（同条第 2 項の規定が適用される場合を含む。）に規定する減価償却資産の取得価額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。）その他これに準ずるものとして規則で定める額とする。以下同じ。）で、次に掲げるものを控除したものをいう。

（アからエまで省略）